

令和7年(2025年)2月26日
議会事務局議事課

令和7年3月湖南省議会定例会
一般質問、代表質問
議員提出議案
意見書、請願

■内容

別紙のとおり

■問い合わせ

担当課名:議会事務局議事課

(直通) 0748-71-2347

17時15分以降は、0748-72-1290

(FAX) 0748-72-2495

令和7年3月湖南省議会定例会 一般質問事項表

日	発言順	議席	氏名	質問方式	質問事項
3/5 (水)	1	13	赤祖父裕美	分割	1. D Xの推進について
					2. 市道宮ヶ谷線歩道確保の進捗状況について
					3. 保育士の雇用について
	2	9	永田 誠治	一括	1. ウツクシマツの保存について
					2. 小中学校の安全対策について
	3	12	立入 善治	分割	1. 湖南省版小規模多機能自治構想について
2. 指定管理者制度について					
3/6 (木)	4	16	望月 卓	一括	1. ふるさと納税について
	5	7	副田 悦子	分割	1. 公共施設利用について
					2. 投票所について
					3. 認知症対策について
	6	14	奥村 幹郎	一括	1. 災害時の体制について
	7	11	松井 圭子	一括	1. 子ども達に安心・安全な給食を
					2. 地域自然エネルギー地域活性化戦略プランについて
					3. 小規模多機能自治センターと西庁舎周辺整備について
					4. 石部駅周辺整備について
8	2	澤田 厚	一括	1. 歳入について	
9	15	堀田 繁樹	一括	1. 住みたいまち・働きたいまち・訪れたいまち元気な湖南省づくりについて	
3/7 (金)	10	3	小林 義典	分割	1. 美しい湖南省きれいな街づくりについて
					2. 市内公施設について
					3. 国民健康保険について
	11	5	加藤貞一郎	一括	1. 予算編成について
					2. 健全な財政運営について
	12	1	曾我部一帆	一括	1. こどもの育ちに関する支援について
	13	6	松原 栄樹	一括	1. 基金の運用について
2. 図書館について					
3. 上下水道管路の保全について					

* 日程は予定です。進行状況により変更になる場合がありますのでご了承ください。

* 詳細は、議事課 (TEL. 71-2347/FAX. 72-2495) までお問い合わせください。

令和7年3月湖南省議会定例会 代表質問一覧

日	発言順	会 派 名	発言者	質問方法	質 問 事 項
3/5 (水)	1	日本共産党 湖南省議員団	川波 忠臣	一括	令和7年度施政方針について
					令和7年度湖南省教育方針について
	2	湖南省 公明党議員団	細川ゆかり	分割	令和7年度施政方針について
					令和7年度湖南省教育方針について
	3	会派きずな	森 淳	分割	令和7年度施政方針について
					令和7年度湖南省教育方針について
令和7年度当初予算について					

* 日程は予定です。進行状況により変更になる場合がありますのでご了承ください。
詳細は、議事課(tel.71-2347/fax.72-2495)まで

令和7年3月湖南省議会定例会 議員提出案件

議発議案

議発議案第 1 号	湖南省議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議発議案第 2 号	湖南省議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
議発議案第 3 号	会派制議会運営検討特別委員会の設置について

議発議案第1号

湖南省議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

湖南省議会委員会条例の一部を改正する条例を、次のとおり湖南省議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年2月26日 提出

提出者

湖南省議会議会運営委員会

委員長

望月卓

湖南省議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

湖南省議会委員会条例（平成 16 年湖南省条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (6) 広報広聴常任委員会 6 人
 - ア 広報及びこれに関する事項
 - イ 広聴及びこれに関する事項
 - ウ 主権者教育及びこれに関する事項

附 則

この条例は、令和 7 年 2 月 26 日から施行する。

議発議案第1号資料

湖南省議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

[趣旨]

湖南省議会基本条例（平成24年湖南省条例第16号）第18条に規定する広報広聴活動の充実を図り、同条例に定める「議会の活動原則」に基づく地方自治の実現に取り組むため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第2項に規定する常任委員会として広報広聴常任委員会を設置するに当たり、所要の規定の整備を行う。

[概要]

現行5つの常任委員会に、「広報広聴常任委員会」を新たに加え、委員の定数を6人とし、所管については「広報及びこれに関する事項」「広聴及びこれに関する事項」「主権者教育及びこれに関する事項」とする。施行は令和7年2月26日からとする。

議発議案第2号

湖南省議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

湖南省議会会議規則の一部を改正する規則を、次のとおり湖南省議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年2月26日 提出

提出者

湖南省議会議会運営委員会

委員長

望月卓

湖南省議会会議規則の一部を改正する規則（案）

湖南省議会会議規則（平成 24 年湖南省議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

委員長会議	委員会運営の基本方針及び課題に関し、協議又は調整を行うため	議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、特別委員会委員長、議会広報委員会委員長	議長
-------	-------------------------------	--	----

」

を

「

委員長会議	委員会運営の基本方針及び課題に関し、協議又は調整を行うため	議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、特別委員会委員長	議長
-------	-------------------------------	-------------------------------------	----

」

に、

「

議会広報委員会	議会だよりの編集、発行を行うため	議会広報委員会委員	議会広報委員会委員長
---------	------------------	-----------	------------

」

を

「

広報広聴常任委員会協議会	広報広聴常任委員会の所管事項について、報告又は協議を行うため	広報広聴常任委員会委員	広報広聴常任委員会委員長
--------------	--------------------------------	-------------	--------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 26 日から施行する。

議発議案第 2 号資料

湖南省議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

[趣旨]

湖南省議会会議規則（平成 24 年湖南省議会規則第 1 号）第 166 条第 1 項で規定されている議会広報委員会が、広報広聴活動の充実を図ることを目的に広報広聴常任委員会に改組されることに伴い、所管する事項についての「協議又は調整を行うための場」を規定する。

[概要]

従来の「議会広報委員会」の規定を削除し「広報広聴常任委員会協議会」の規定を新たに加える。その目的については「広報広聴常任委員会の所管事項について、報告又は協議を行うため」とする。併せて「委員長会議」の構成員について「議会広報委員会委員長」の規定を削除する。施行は令和 7 年 2 月 26 日からとする。

議発議案第3号

会派制議会運営検討特別委員会の設置について

会派制による議会運営の課題や問題点等を洗い出し、それらの調査・検証を行うことによってその解決を図り、より円滑かつ効果的な議会運営につなげることを目的に、湖南省議会委員会条例第6条の規定により会派制議会運営検討特別委員会を設置する。6名の委員で構成し、期間は「調査が終了するまで」とする。

令和7年2月26日 提出

提出者

湖南省議会議会運営委員会

委員長

望月卓

会派制議会運営検討特別委員会の設置について

(提案理由)

会派制による議会運営の課題や問題点等を洗い出し、それらの調査・検証を行うことによってその解決を図り、より円滑かつ効果的な議会運営につなげるために設置する。

令和7年3月湖南省議会定例会 議員提出案件

意見書

意見書第 1 号	企業団体献金の全面禁止を求める意見書
----------	--------------------

意見書第1号

企業団体献金の全面禁止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年2月26日

湖南省議会
議長 上野 顕介 様

提出者

湖南省議会議員

松井 圭子

企業団体献金の全面禁止を求める意見書（案）

企業・団体からの政治献金について、政治資金規正法では政治家個人や政治家自身が代表を務める資金管理団体及び派閥への献金は禁止されている。しかし政党本部や支部へ献金すること、企業・団体が政治資金パーティー券を購入することについては禁止されていない。

パーティー券の購入代金は、名目上、パーティーに参加する対価であるが、対価性が低く、実際にはその多くが政治家の利益となっている。そして、その購入者のほとんどが大企業や大手業界団体であり、禁止されている政治家への企業・団体献金であると言わざるを得ない。

そもそも、営利を目的とする企業が政党や政治家に対して資金を提供することは、金銭等による政治への影響力行使であり、政治をゆがめることにつながることは明らかである。

また選挙権を持たない企業・団体が政党や政治家に献金を行うことは、国民主権と相容れず、国民の参政権に照らしても問題がある。

よって、湖南省議会は、国会及び政府が、幾度となく繰り返されてきた金権腐敗政治の問題を根絶し、国民の政治への信頼を回復するためにも、政治資金パーティー券の購入を含めた企業・団体献金を全面的に禁止されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県湖南省議会

議長 上野 顕 介

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　　あて

総務大臣

法務大臣



湖南省の教育施設などに安定ヨウ素剤の
事前配備を求める請願書

2025年 2月 20日

湖南省議会議長
上野 顕介 様

請 願 者

住 所 湖南省柑子袋西3丁目10-13

氏 名 しが健康医療生協
湖南・甲賀支部社会保障・平和委員会

委員長 荒川 智



紹介議員

立入善治

<請願趣旨>

現在、全国で再稼働している 12 原発のうち 7 つは隣の福井県にあります。高浜原発の 1 号～4 号機、大飯原発の 3 号機と 4 号機、美浜原発 3 号機です。これらのうち 4 つは運転歴 45 年を超える老朽原発です。高浜 1 号機(運転歴 49 年)、高浜 2 号機(同 48 年)、美浜 3 号機(同 47 年)。

仮に、高浜原発で過酷事故が起きて放射性物質が放出されると、風速 4 m/s の西風が直進で吹いている場合、湖南市には 5.4 時間で同物質が飛んできます。その中には、甲状腺ガンを引き起こす「放射性ヨウ素」が含まれています。

ただ、適切な時期に安定ヨウ素剤(ヨウ化カリウム)を服用すれば、甲状腺ガンになることを相当程度に防ぐことができます。原子力規制庁の解説書によれば、放射性ヨウ素を吸入する前 24 時間から吸入した後 2 時間までに同剤を服用すれば 90%以上のガン抑制効果があります。服用が 24 時間後になれば、その効果は 7%に急減します。

子どもは発達が早い分、放射能の影響を受け易いと言われています。チェルノブイリや福島では、同剤を服用しなかった多くの子どもが甲状腺ガンにかかっています。しかし一方、放射能が降り注いだポーランド(チェルノブイリ西側)では、小児 1,050 万人に安定ヨウ素剤を投与した結果、小児甲状腺がんはゼロと報告されています。また、3303 世帯のうち 3134 世帯に安定ヨウ素剤を事前に配布した福島県の三春町では、甲状腺ガンの発症が殆どなかったと報告されています。

同剤の副作用について、原子力規制庁の「解説書」は「副作用の心配はほとんどない。副作用による健康影響へのリスクよりも、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きい」と述べています。また、安定ヨウ素剤は 1 粒 10 円以下で購入でき、市財政の大きな負担にはなりません。

原発そのものには賛否両論があります。しかし、原発事故と放射能放出の可能性がある以上、放射能から市民の命や健康を守ることは、すべての住民の願いであり、地方議会の大事な役割だと考えます。

湖南市民、特に子どもの健康と命を守るために、貴議会に、以下のことを請願します。

<請願事項>

湖南市の教育施設など(幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、中学校など)に、安定ヨウ素剤を事前に配備すること。